

五島市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和4年度の定期監査（財務監査及び行政監査）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年2月24日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 荒尾正登

4五監第757号
令和5年2月24日

五島市議会議長 木口利光様
五島市長 野口市太郎様

五島市監査委員 橋本平馬
五島市監査委員 荒尾正登

令和4年度定期監査結果報告の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和4年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、講じた措置の状況について、令和5年8月24日までに本職に通知ください。

記

令和4年度定期監査結果報告書

第1 監査の基準

この監査は、五島市監査基準（令和2年五島市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の種類

定期監査（財務監査及び行政監査）

第3 監査の対象

1 対象部局

議会事務局 市民生活部 建設管理部 会計課 水道局 消防本部・消防署（分室を含む。） 富江支所 玉之浦支所 三井楽支所 岐宿支所 奈留支所

2 対象項目

ア 財務監査

令和3年度の監査対象部局における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次に掲げる項目を監査の対象とした。ただし、監査の対象と関連する項目で監査の必要があると認めるものについては、令和3年度に限らないものとした。

(ア) 収入事務

(イ) 支出事務

- (ウ) 契約事務
- (エ) 財産管理事務

イ 行政監査

令和4年度の監査対象部局における事務の執行について、次に掲げる項目を監査の対象とした。

- (ア) 事務管理
- (イ) 人事管理
- (ウ) 組織管理

第4 監査の着眼点

1 財務監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

2 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

第5 監査の主な実施内容

監査の実施に当たっては、あらかじめ財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、その内容について審査し、疑義不明の事項について関係職員から事情を聴取した。

また、現金（切手を含む。）及び準公金の管理状況並びに財産管理に関する事務並びに行政手続法（平成5年法律第88号）及び行政手続条例（平成16年五島市条例第15号）に基づく申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間の整備状況等について、現地に赴き、その適否を監査した。

第6 監査の実施場所及び日程

1 監査の期間 令和4年5月20日から令和5年2月17日まで

2 実施場所 監査委員事務局等

(1) 事情聴取

ア 実施場所 市役所3階B会議室、D会議室及び各支所会議室

イ 日 程 令和5年1月25日及び同月27日、2月1日及び同月3日

(2) 実地監査

ア 実施場所 監査対象部局の執務室及び監査対象施設

イ 日 程 令和5年1月25日及び同月27日、2月1日及び同月3日

(3) 講評会

ア 実施場所 市役所2階BC会議室

イ 日 程 令和5年2月17日

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、財務監査については、次の指摘事項及び指導事項を除き、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしていることが認められた。

また、行政監査については、監査の対象となった事務の執行が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

1 財務監査

(1) 収入事務

ア 指摘事項

令和3年11月22日付けで、頓泊園地便所撤去工事の資材置き場としての使用期間が同月23日から同年12月22日まで、使用料が2,378円の公有財産使用許可書を発出し、同年11月22日付けで納期限を同年12月6日とする納入通知書を発出している。しかし、使用者からの使用料の納付状況の確認は行っておらず、使用料は納期限から3か月以上経過した令和4年3月11日に納付されている。

五島市税外収入督促手数料及び延滞金条例（平成16年五島市条例第80号）第2条第1項は「分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の税外収入を納期限までに納付しない者があるときは、市長又は委任を受けた者は、納期限後20日以内に、発付の日から20日以内の期限を指定して督促状を発しなければならない。」と規定するから、使用者に督促状を発付すべきである。

（玉之浦支所）

(2) 支出事務

ア 指摘事項

(ア) 郵便切手等の管理について

郵便発送簿を確認したところ、次のとおり郵便切手等（郵便切手、郵便はがき及びレターパックをいう。以下同じ。）の不適切な管理状況が見受けられた。郵便切手等の管理は現金同様に、善良な管理者の注意を怠ってはならず、亡失事故などが生じないように、使用時には確実に郵便発送簿に記録し、定期的に郵便切手等の使用枚数及び残数の確認を徹底されたい。

- a 郵便発送簿に、郵便切手等の発送の記録が一部記載されていない。
- b 郵便切手の金種ごとの残数の管理がされていない。
- c 郵便発送簿に、郵便切手等の購入時の記載がなく、郵便切手等の残数の記載もないため、残数の照合ができない。

また、郵便切手について、使用頻度が低い種類のもの、実際の使用実績と保

有枚数が見合っていないものが見受けられた。郵便切手等は、購入の都度在庫数を確認の上、計画的に必要な枚数を購入し、年度内に費消すべきである。

(市民生活部市民課 建設管理部管理課 水道局 富江支所)

(イ) 五島市花いっぱい運動推進協議会補助金について

五島市花いっぱい運動推進協議会は、次年度の費用に充てる目的で同協議会会則を改正し、令和2年度の剰余金から毎年度30,000円を翌年度に繰り越している。同協議会は市からの補助金で活動しており、決算の剰余金は全額市に返納させるべきである。

五島市花いっぱい運動推進協議会補助金の剰余金の返納については、平成18年度定期監査結果報告において指摘したところであるが、令和2年度財政援助団体等監査結果報告のまとめの「理事会で予算が成立するまで市からの負担金が交付されないため、現金が不足し、車検代等の支払いが遅延している団体があった。このように、予算が成立するまでの間に現金が不足し支払ができない事態に陥ることは、他の団体でも起こり得るから、総会、理事会等を早く開催し、予算の早期成立を受けて負担金を請求することとし、又は予算が成立するまでの予算の執行方法について、規約等に定めるなどの措置を検討されたい。」を誤って解釈し、同協議会会則を改正して剰余金の一部を翌年度に繰り越したことは残念である。

(建設管理部管理課)

(3) 契約事務

ア 指摘事項

(ア) データ入力業務(給与支払報告書及び公的年金等支払報告書)委託について

令和3年度データ入力業務(給与支払報告書及び公的年金等支払報告書)委託契約について、予定価格調書を作成する際、前年度の設計額を参考にした結果、予定価格が設計額を超えて設定されていた。予定価格は、五島市財務規則(平成16年五島市規則第43号。以下「財務規則」という。)第76条第4項の規定により、当該契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短、支払時期等を考慮して、適正に定めなければならないとされている。

また、地方財務実務提要(地方自治制度研究会編集)によると、「予定価格はいわば契約可能な価格の上限であり、予定価格を超える金額では契約できないことから、できる限り客観的に適正妥当な価格とすることが求められます。予定価格の作成に関しては、法令に特段の定めがありませんが、契約価格の決定に重大な影響を及ぼすものであり、物価の実勢値、契約数量の多少、履行期間の長短等を考慮し、適正に定めなければならない。」とあるから、予定価格

は適正に定めるべきである。

(市民生活部税務課)

(イ) 市営住宅及びその他の市有建築物修繕業務委託について

市営住宅及びその他の市有建築物修繕業務委託契約書には、委託料として3,630,000円(月額15,000円)の範囲内で支払う旨が記載されており、契約を変更することなく実績として2,730,000円を支出している。財務規則第90条において、契約書に記載する事項の一つとして契約金額が規定されているので、明確な契約金額を記載し、契約金額に変更が生じた場合は速やかに変更契約を締結すべきである。

また、平成19年度定期監査で指摘したとおり、本件契約は、雇用契約(労働契約)に当たると認定されるおそれがあるので、引き続き契約の方法を検討すべきである。

(建設管理部建設課)

(ウ) 市道草木伐開業務委託について

次に掲げる路線の草木伐開業務委託については、地元町内会等への委託が困難であったため、「過去に履行の実績がある」ということから相手方が特定されるという理由で、市内業者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の2第1項第2号の規定による特命随意契約(1者随契)を締結している。

随意契約については、その選定方法を誤ると相手方が固定化するおそれがあることから、「過去に履行の実績がある」ことをもって自治令第167条の2第1項第2号に該当するということはできない。そのほかに随意契約条項に該当する理由は見当たらないから、これらの契約は、競争入札によるべきである。

(路線名)

- a 市道本山3号線外14路線
- b 市道久賀・永里線外1路線
- c 市道椏島3号線外2路線

(建設管理部建設課)

(エ) 設計書について

次に掲げる委託事業については、自治令第167条の2第1項第2号及び財務規則第87条第1項第2号に基づき随意契約を締結しているが、仕様書に基づき設計金額の算出に必要な場合に作成すべき設計書が作成されていない。設計書は、契約の履行内容の確認を容易にし、確実な契約の履行の確保を図ることを目的として作成するものであり、その役割は見積者の契約の内容、要件等を知る資料で契約担任者にとっては予定価格設定並びに監督及び検査の資料

等になるものであるので、随意契約においても必ず作成するよう、五島市随意契約ガイドライン（平成22年3月25日付け21五財第1521号財政課長通知）にのっとり、適正な事務処理に努められたい。

(委託事業名)

- a 令和3年度五島市地域女性活躍推進事業（つながりサポート）
- b 通信指令設備及び消防救急無線保守業務

(市民生活部市民課 消防本部)

(カ) 大窄配水流量計取替修繕等について

次に掲げる工事（修繕）については、各設備の構成を熟知し、電気設備工事に携わった業者が施工することによって、十分な作動精度及び性能保証が得られ、最も当該工事の目的に合致した履行が期待できることを理由に、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「公企令」という。）第21条の14第1項第2号及び五島市水道事業会計規程（平成16年五島市水道事業管理規程第12号。以下「水道事業会計規程」という。）第98条において準用する財務規則第87条第1項第2号の規定による特命随意契約（1者随契）を締結している。随意契約については、その選定方法を誤ると相手方が固定化するおそれがあることから、「最も本工事の目的に合致した履行が期待できる」等のことをもって公企令第21条の14第1項第2号に該当するということはできない。そのほか随意契約条項に該当する理由は見当たらないから、これらの契約は、競争入札によるべきである。

(工事・修繕名)

- a 大窄配水流量計取替修繕
- b 三尾野浄水場3系原水流量計取替工事
- c 崎山膜洗浄装置PH計雷害取替修繕
- d 檜木山浄水場送水流量計雷害取替修繕
- e 水道施設非常用発電機用切替器設置工事

(水道局)

(カ) 市道大浜31号線管路復旧工事について

道路陥没による事故を防止するため緊急を要するというので、公企令第21条の14第1項第5号及び水道事業会計規程第98条において準用する財務規則第87条第1項第2号の規定に基づき特命随意契約（1者随契）を締結している。

本件工事には財務規則第87条第1項第2号に規定する「前号に掲げる場合のほか、契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により相手方が特定される場合」のような特殊工法等は見当たらないから、本件契約については、2者

以上の見積書を徴取するよう、五島市随意契約ガイドラインにのっとり、適正な事務処理に努められたい。

(水道局)

イ 指導事項

(7) 町内会業務委託契約について

令和3年度町内会業務委託契約について、複数の町内会で組織する団体からは、財務規則第87条第1項第2号の「契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により相手方が特定される場合」に該当するとして1者から見積書を徴取している。他方、町内会からは、財務規則第87条第2項第7号の「契約の目的又は性質により社会通念上見積書を徴することが困難な場合」に該当するとして見積書を徴取していない。

本件契約は、五島市町内会等業務委託要綱（令和2年五島市告示第20号）第3条の規定により、町内会又は複数の町内会で組織する団体に業務を委託するものであり、見積書の徴取に当たっては、財務規則第87条第2項第7号の規定に該当せず、見積書の徴取を省略することはできないから、見積書を徴取すべきである。

(市民生活部市民課)

(イ) 耐震性貯水槽設計及び同用地測量（上大津地区、野々切地区）について

業務完成確認書に記載されている検査職員名と請求書に記載されている履行確認者名が相違している。財務規則第100条第6項に「検査職員は、前各項の規定により検査又は検収をしたときは、検査調書又は検収調書を作成しなければならない。ただし、当該契約金額が50万円を超えない契約に係る検査又は検収については、請求書等の表面余白に契約履行確認の旨並びに年月日及び氏名を記載し、押印することをもって、検査調書又は検収調書の作成に代えることができる。」と規定されているから、請求書の履行確認者は、検査職員名とすべきである。

(消防本部)

(ウ) 第4分団3部樋ノ浦消防詰所屋根板・内部壁修繕について

請負業者から口頭で完成した旨の連絡を受けて検査を行い、その後に完成通知書を受領している。財務規則第100条第4項に「検査職員は、請負契約についてその工事、製造等が完成した旨の届出を受けたとき、又は部分払の請求があったときは、その届出又は請求のあった日から14日以内に、……検査……を行わなければならない。」と規定されているので、請負業者から完成した旨の届出を受けた後に検査を行うべきである。

また、監督職員が検査職員を兼ねていた。財務規則第101条に「検査職員

は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務を兼ねることができない。」と規定されているから、適正な事務処理に努められたい。

(消防本部)

ウ 意見

(ア) プロポーザル方式の契約について

今回の定期監査で監査したところ、プロポーザル方式の契約については、全庁的に統一されたガイドラインやマニュアルが存在せず、随意契約の一手法として各所属の判断により行われていた。また、公募型プロポーザル方式を採用した結果、提案者が1者となっているものが見受けられた。

地方公共団体が締結する契約は一般競争入札を原則とし、随意契約はその目的・内容が競争入札に適さない場合に限り認められる特例とされている。公募型プロポーザル方式の随意契約については、「地方財務実務大全」によると、発注者である自治体が求める内容は、提案者以外に調達することができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号にいう「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するからと考えられる。公募型プロポーザル方式は、高度な知識・専門的な技術や創造性、構想力などが要求される業務等について、競争入札に替えて公募により複数の者から企画・技術等の提案を受け、意欲及び実績・能力等を総合的に評価し、調達業務等の目的に最適な企画・技術能力等を有する事業者を選定する方式とされている。

したがって、公募型プロポーザル方式の契約については、提案者が1者の場合、複数の提案を比較して評価することができず、競争性が確保されないことから、最適な事業者を選定するためには、少なくとも2者以上の事業者から提案を受けることが望ましい。

地方公共団体が締結する契約は一般競争入札によることが原則であり、公募型プロポーザル方式は、法令上の規定に基づく手続ではなく、運用上実施している方式（地方財務実務大全）であるから、その実施に当たっては、五島市随意契約ガイドラインを改正するなど、市のプロポーザル方式の統一的な運用及び事務手続について検討するとともに、事業目的達成の効果や採用の理由、意義を明確にし、市民に理解を得られるよう経済性と透明性の確保に努められたい。

(市民生活部市民課 奈留支所)

(イ) ごみ収集運搬業務委託について

ごみ収集運搬業務委託（福江(久賀島を含む。)・岐宿・玉之浦地区、富江地区、三井楽地区)については、「本業務を含む一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年

政令第300号)第4条において、受託者が本業務を遂行するに足りる人員、機材等及び財政的基盤を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者、また、安定的かつ継続的な収集体制を確保できる者であることを求めている。当該業務は、廃棄物の適正な処理を目的としていることから、受託者には、旧市又は旧町の時代から引き続き、廃棄物の収集運搬業務を行っており、集積場所の把握、収集コースに精通し、ごみの分別収集及び塵芥収集車等の運転・操作・点検等の作業に熟知している業者に限定される。」との理由から、自治令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、財務規則第87条第1項第2号の規定により1者からの見積書を徴取している。

一般廃棄物収集運搬業務の委託契約における地方自治法の適用の有無について、さいたま地方裁判所平成17年3月2日第4民事部判決は、「廃棄物処理法は、市町村が一般廃棄物の収集運搬等を第三者に委託する場合等の基準を同法施行令において種々規定する(同法施行令3条、4条)が、委託契約における契約締結方法に関して何ら具体的な規定を定めていない。廃棄物処理法施行令4条5号も受託料が受託業務を遂行するに足りる額であることを一般的な基準として規定しているが、契約方法についてまでの規定ではなく、廃棄物処理法施行令4条5号の定め等から直ちに地方自治法の契約締結に関する規定の適用が原則的に排除されるとみるのは困難である。」と判示している。

したがって、市内には複数の清掃業者があること、また市は、ごみ収集運搬業務委託契約の受託者と自動車等使用貸借契約を締結し、ごみ収集運搬業務の用に供する自動車等を貸与しているため、複数の清掃業者の参加を求めやすいと思われることから、契約に当たっては、地方公共団体が締結する契約は地方自治法に基づく一般競争入札によることが原則であるので、契約方法を検討されたい。

(市民生活部生活環境課)

2 行政監査

(1) 意見

今回の定期監査の現地監査において、行政手続法及び行政手続条例に基づき、申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間を定めているか、その審査基準及び標準処理期間の定めは当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にされているかなどの状況を監査したところ、次のとおりであった。

ア 監査対象部局において、おおむね審査基準及び標準処理期間は定められており、簿冊により整備されていた。

イ 審査基準及び標準処理期間を定めた簿冊については、複数の部局において、執務室の窓口あるいはカウンターなどに置いて、申請者等の利便に配慮して常時見ることができる状態とはなっていないかった。

審査基準及び標準処理期間の定めについては、行政手続条例第5条第3項及び第6条に「当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。」と規定されているから、申請者等が窓口で閲覧し、申請等の際に説明し、応えることができるように公表の方法を検討するとともに、五島市情報提供等の推進に関する規則（平成16年五島市規則第18号）第3条の規定により公表されたい。

3 まとめ

令和4年度の定期監査においては、11の部局を監査の対象とし、監査の対象件数は941件であった。監査の結果における指摘事項、指導事項及び意見の件数は、次のとおりである。

	指摘事項	指導事項	意見	合計
収入事務	1件	0件	0件	1件
支出事務	2件	0件	0件	2件
契約事務	6件	3件	2件	11件
財産管理事務	0件	0件	0件	0件
合計	9件	3件	2件	14件

収入事務については、調定の時期が適切でないもの、納期限の設定が適切でないものなどが見受けられたので、複数職員での確認を行うなどチェック体制を強化し、関係法令の規定に基づき適正な事務処理を行われたい。

支出事務については、市が団体（実行委員会形式のものを含む。）に補助金、負担金その他の名目により現金を交付し、かつ、業務上の必要性から市の職員が公金に準じて管理しているものが多く見受けられた。準公金は、公金と同様に重要であり、準公金を着服した事件が発生していることから、これまで以上に、準公金の適正かつ安全な管理体制の整備に努められたい。また、準公金は、市の所有に属さないことを踏まえ、その管理は団体によって行われるよう事務の移管に努められたい。

契約事務については、委託契約において、自治令第167条の2第1項第2号及び財務規則第87条第1項第2号の規定により相手方が特定されるという理由で、特命随意契約（1者随契）を締結しているものも多く見受けられた。随意契約については、過去に履行の実績があることをもって随意契約できるものではなく、競争入札とできないかを十分に検討し、やむを得ず随意契約の方法による場合は、法令等を遵守し、随意契約のデメリットである受注機会が広く与えられない、相手方が固定化し公正な取引を阻害するおそれがある、競争原理が働かず契約金額が高止まりするなどといっ

たことを十分認識した上で、市民に理解を得られるよう経済性と透明性の確保に努めなければならない。随意契約の締結に当たっては、自治令、財務規則及び五島市随意契約ガイドラインにのっとり、適正な事務処理に努められたい。

財産管理事務については、特に指摘等をする事項はなかったが、公有財産の使用許可及び普通財産の貸付けにおいては、申請地の現況の確認、使用目的、使用料の算定、貸付期間等が法令等に適合しているかを十分に確認し、適正な財産管理に努められたい。

なお、監査結果については、情報を共有し、各所属部局において再度指導徹底を図られたい。

【参照条文】

○行政手続法（平成5年法律第88号）

（審査基準）

第五条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

2 略

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

（標準処理期間）

第六条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（随意契約）

第六百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 略

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三・九 略

2～4 略

○地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）

（随意契約）

第二十一条の十四 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 略

二 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三・四

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六～九 略

2～4 略

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。

イ～ル 略

二 一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たっては、前号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ～ト 略

三 一般廃棄物の埋立処分に当たっては、第一号イ（ワに規定する場合にあつては、(1)を除く。）及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ～ワ 略

四 一般廃棄物は、海洋投入処分を行つてはならないこと。

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準）

第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

一 受託者が受託業務（非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

二～四 略

五 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

六～九 略

○行政手続条例（平成16年五島市条例第15号）

（審査基準）

第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 略

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

（標準処理期間）

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

○五島市税外収入督促手数料及び延滞金条例（平成16年五島市条例第80号）

（督促の手續）

第2条 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の税外収入（以下「税外収入金」という。）を納期限までに納付しない者があるときは、市長又は委任を受けた者は、納期限後20日以内に、発付の日から20日以内の期限を指定して督促状を発しななければならない。

2 略

○五島市情報提供等の推進に関する規則（平成16年五島市規則第18号）

（市政情報の公表）

第3条 実施機関は、次に掲げる事項に関する市政情報を市民等に公表するものとする。

(1)～(10) 略

(11) 行政手続、情報公開及び個人情報の保護に関する事項

ア 申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間、不利益処分の基準等の行政手続に関する資料

イ～オ 略

- 2 市政情報の公表は、前項第1号から第6号まで、第10号及び第12号に掲げるものについては当該市政情報の発生の都度速やかに、同項第7号から第9号まで及び第11号に掲げるものについては年1回以上定期的に行うものとする。
- 3 市政情報の公表の方法は、当該市政情報の全部若しくは要旨等が記録された文書若しくは電磁的方法による記録媒体又はこれらの写しを市の窓口において閲覧に供することにより行うものとする。ただし、情報公開コーナー等において閲覧に供することが困難と認められる場合には、主務課のみにおいて閲覧に供することができる。
- 4 市政情報の公表の期間は、市の窓口において閲覧を開始したときから1年とする。ただし、公表期間経過前に閲覧に供しないこと又は公表期間を超えて閲覧に供することに合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- 5 実施機関は、第3項に規定する方法による公表のほか、市政情報の全部若しくは要旨等又はその名称の一覧をインターネットにより公表するなど、情報技術を活用した公表に努めるものとする。

○五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号）

（一般競争入札の予定価格）

第76条 契約担任者は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定した価格（以下「予定価格」という。）を記載した書面を封書にし、開札の際、開札場所に置かなければならない。

2・3 略

4 予定価格は、当該契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短、支払時期等を考慮して、適正に定めなければならない。

（見積書の徴取等）

第87条 随意契約によろうとするときは、2人以上の者の見積書を徴さなければならない。ただし、次に掲げる場合は、1人の者の見積りをもって代えることができる。

- (1) 1件の予定価格が15万円（物件の修繕については、20万円）を超えない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により相手方が特定される場合

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、見積書の徴取を省略することができる。

(1)～(6) 略

- (7) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的又は性質により社会通念上見積書を徴することが困難な場合

（契約書）

第90条 契約担任者が、契約をしようとするときは、おおむね次に掲げる事項を記載

した契約書を作成しなければならない。

- (1) 略
- (2) 契約金額
- (3)～(11) 略
(検査職員の職務)

第100条 契約担任者又は契約担任者から検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という。）は、当該請負契約についての給付の完了の確認（部分払を行う場合の既済部分の確認を含む。）について契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、実地に検査を行わなければならない。

2・3 略

4 検査職員は、請負契約についてその工事、製造等が完成した旨の届出を受けたとき、又は部分払の請求があったときは、その届出又は請求のあった日から14日以内に、物件の買入れその他の契約についてその履行が完了した旨の届出を受けたときは、その届出のあった日から10日以内に検査又は検収を行わなければならない。

5 略

6 検査職員は、前各項の規定により検査又は検収をしたときは、検査調書又は検収調書を作成しなければならない。ただし、当該契約金額が50万円を超えない契約に係る検査又は検収については、請求書等の表面余白に契約履行確認の旨並びに年月日及び氏名を記載し、押印することをもって、検査調書又は検収調書の作成に代えることができる。

7・8 略

(監督と検査の兼職禁止)

第101条 検査職員は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務を兼ねることができない。

○五島市町内会等業務委託要綱（令和2年五島市告示第20号）

(委託業務)

第3条 町内会又は複数の町内会で組織する団体（以下「町内会等」という。）に委託する業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報紙及び回覧文書の配布に関すること。
- (2) 行政連絡事項の住民への伝達に関すること。
- (3) 市に対する要望の取りまとめに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

○五島市水道事業会計規程（平成16年五島市水道事業管理規程第12号）

第98条 水道事業の業務に係る契約に関しては、法令その他別に定めるもののほか、五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号）第5章、五島市建設工事執行規則

(平成16年五島市規則第177号)、五島市建設工事入札制度合理化対策要綱(平成16年五島市告示第73号)及び前金払等に関する基準の規定を準用する。